

平成31年第1回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 1 号	31. 2 . 25	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>日ごろより、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表する。さて、私たちは全国労働組合総連合（略称全労連）をナショナルセンターとする茨城県労働組合総連合（略称茨城労連）である。県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げの実現を目指して活動している組織である。昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は26円引き上がり822円になった。しかし、この金額は全国加重平均時給（現在874円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さである。最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えている。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金雇用に入れられ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることにつながってしまう。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけである。</p> <p>以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深めていただき、地方自治法第99条の規定に基づき、政府及び関係機関へ意見書を提出していただくよう請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立する等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円以上、即時時給1,000円以上に引き上げること。 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。 	土田記代美 田中 真己 中庭 次男	産 業 水 道

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 1 号	31. 1 . 15	虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>事前の同意や承諾等もなく議員さんの自宅前に、ある日突然家庭ごみが6袋置いてあったらどう思う。本件は、近隣者6名の同意を得なかった虚偽の申請書であることが判明した。清掃事務所は、即日当該ごみ集積所の設置を取り消すべきであった。そして、水戸市ごみ集積所設置要項（第10条）違反にもかかわらず清掃事務所は適切な対策をとらなかった。このことに対して、清掃事務所長及び生活環境部長は、家庭ごみの収集を取りやめなかった。これに対して近隣者は再三、改善要望を行ってきた。このようなことが認められるのなら、水戸市ごみ集積所設置要項は必要ない。当該家庭ごみ集積所は、水戸市ごみ集積所設置要項に適合していないにもかかわらず家庭ごみ集積所として利用し、清掃事務所は家庭ごみの収集を続けている。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項を陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市ごみ集積所設置要項に適合していない当該家庭ごみ集積所の収集を取りやめるとともに即刻撤去すること。 2 これまで水戸市ごみ集積所設置要項に基づいた厳正な改善指導を2カ年間怠った生活環境部長及び清掃事務所長の懲戒処分をすること。 	総務 環境
第 2 号	31. 3 . 5	消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。物議を醸している統計データだが、厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少している。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少している。また、日銀事務局によれば全国で35%の世帯が無預金とのことである。全国的生活保護受給者は平成29年度で164万世帯、214万人。茨城県は平成30年9月段階で2万2,173世帯、2万7,834人の方々が受給している。暮らしは苦しくなる一方である。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税される。消費税は生活費課税である。ところが政府は、今年、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していない。税率10%への引き上げで1人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり（4人家族）8万6,000円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。加えて税率引き上げと同時に</p>	総務 環境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ制度である。日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請している。今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>平成31年10月の消費税率10%への引き上げを中止すること。</p>	